

ぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマークの利用に関する取扱要領

(目的)

第1 この要領は、ぐんま犬猫パートナーシップ制度のPRを目的としたロゴマークの利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において「ぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマーク」とは、別紙に掲げるイラスト及びそれを展開したものとし、以下、「本ロゴマーク」という。

2 本要領で用いる用語の定義は、ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施要綱及び同実施要領の例による。

(利用申請)

第3 本ロゴマークを利用しようとする者は、ぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマーク利用申請書（許諾様式1）を知事に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 群馬県の機関が利用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で利用する場合
- (3) 著作権法で認められている私的利用の範囲内で利用する場合
- (4) その他知事が適当と認める場合

2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(資格要件)

第4 第3の規定により利用申請をしようとする者は、ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施要綱及び同実施要領の規定により登録を受けている、パートナー事業所の申請者でなければならない。

(利用許諾の範囲)

第5 知事は、第3の利用申請があった場合には、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合に利用を許諾する。ただし、デザイン統一のため、必要に応じて申請された見本、デザインの修正を求めることができる。

- (1) 事業所がパートナー事業所であることを表明するために、ちらしやホームページ等の広告媒体に掲載する場合。
- (2) 事業所がパートナー事業所であることを表明するために、事業所に設置する掲示物を作成する場合。ただし、撤去が困難なものを除く。

(利用許諾)

第6 知事は、第3の利用申請があった場合には、原則として利用申請書を受付けてから2週間以内に利用許諾か否かを通知しなければならない。ただし、本申請がパートナー登録と同時に受理された場合で

あつて、現地確認等の登録事務処理に時間を要する場合は、この限りでない。

- 2 知事は、利用許諾をする場合は、ぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマーク利用申請書（許諾様式 1）により申請者へ通知するものとする。その際に、知事は本ロゴマークの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 知事は、利用を許諾しない場合は、ぐんま犬猫パートナーシップ制度利用不許諾通知書（許諾様式 3）により、申請者へ通知するものとする。

（利用料）

第 7 利用料は無料とする。

（利用上の遵守事項）

- 第 8** 本ロゴマークを利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1）本ロゴマークを利用する者は、その利用に際し、本制度のイメージアップにつながる利用を行うこと。
 - （2）利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。
 - （3）ぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマーク利用上の注意事項（別紙 1）のとおり定められた形状、配色とすること。
 - （4）原則として、本ロゴマークがぐんま犬猫パートナーシップ制度のマークであることを明記すること。他のマーク等と混同したり、誤認されることのない標記を行うこと。
 - （5）利用許諾を受けた物件には、原則として許諾番号を明示すること。
 - （6）本ロゴマークを展開または応用利用したデザインであってもその著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、群馬県に帰属することを承知すること。
 - （7）利用許諾に基づく権利を、第三者に譲渡又は貸し付けしないこと。
 - （8）知事が行う利用実態調査等の照会に応じること。
 - （9）本ロゴマークの利用許諾物件に関して苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講じること。

（利用期間）

- 第 9** 第 3 の利用申請による利用期間は、最長でパートナー登録の満了の日までとする。
- 2 利用期間満了後も利用の継続を希望する場合は、第 3 の規定に基づき再度利用申請を行うものとする。ただし、パートナー登録の更新を行わない場合は、本ロゴマークの利用申請及び利用継続を行うことはできない。

（許諾内容の変更等）

- 第 10** 利用者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマーク利用変更申請書（許諾様式 2）を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の利用変更申請があった場合は、その内容を審査し、許諾の可否を申請者に通知しなければならない。
 - 3 知事は、変更許諾をする場合はぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマーク利用変更申請書（許諾様式 2）により、申請者へ通知するものとする。

式2)により申請者へ通知するものとする。その際に、知事は本ロゴマークの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

- 4 知事は、利用変更を許諾しない場合は、ぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマーク利用不許諾通知書（許諾様式3）により、申請者へ通知するものとする。

（許諾の取り消し等）

第11 知事は、本ロゴマークの利用許諾物件が、この要領又は許諾内容に違反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下、「請求等」という。）を行うことができる。その場合、利用者は直ちにその請求等に従わなければならない。

- 2 本ロゴマークの利用許諾を受けた者が、前項の請求等に従わないときは、知事はその許諾を取り消すことができる。

- 3 前項の許諾の取り消しは、ぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマーク許諾取消通知書（許諾様式4）により通知する。

- 4 利用許諾が取り消されたときは、知事はその損失の補償の責めを負わない。

（情報の公開）

第12 知事は、本ロゴマークの適正な利用の観点から、利用許諾の状況及び利用の取消し状況について、情報を公開することができる。

（利用物件等の提出）

第13 利用許諾を受けた者は、その利用に係るちらしや掲示物等の完成後、速やかに完成品の写真（場合により実物）を知事に提出しなければならない。

（責任の制限）

第14 利用者が、本ロゴマークの利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わない。

（利用許諾台帳の登載）

第15 利用許諾があったときは、知事は群馬県公有財産事務取扱規則第63条の規定により公有財産利用許諾台帳（許諾様式5）へ登載するとともに、変更等の各種情報を記録するものとする。

附則

この要領は令和3年3月5日から施行する。

ぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマーク利用にあたっての注意事項



A カラーの場合

ハート：ピンク
猫： オレンジ
犬： グリーン

B 単色で使用する場合

- 1 A、Bを基本型とし、これを展開したものを利用することができます。
- 2 デザインはメールにて、群馬県健康福祉部食品・生活衛生課より提供します。
- 3 厳密な指定色はありませんが、カラーで利用する場合には、ピンク・オレンジ・グリーンの配色を守ってください。
- 4 縦横の比率を変えないでください。
- 5 本ロゴマークがぐんま犬猫パートナーシップ制度のマークであることを明記し、他のマーク等と混同したり、誤認されることのないようにしてください。
- 6 本ロゴマークの近辺に許諾番号を表記してください。
- 7 デザインをアレンジする場合は、群馬県健康福祉部食品・生活衛生課へ御相談ください。

連絡先

群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 生活衛生・動物愛護係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

TEL： 027-226-2442

電子メール：shokuseika@pref.gunma.lg.jp